

積算技術業務

積算資料

積算技術業務 積算資料

1. 目的及び適用範囲

本資料は、土木工事等に係る積算技術業務を請負契約によって発注する場合に必要な事項を定め、発注関係事務業務の効率化を図るとともに、発注関係事務の的確な執行を確保する事を目的とする。

適用範囲は、発注予定の改築、維持・修繕等工事のうち、以下の工事の積算とする。

- 積算業務が定型化されている工事（大半の工種が標準歩掛により積算できる工事）
- 補正予算、災害復旧等当初の予定になく緊急を要する工事
- その他事務所長が必要と認める工事

2. 業務内容

2-1 業務の内容

積算技術業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 打合せ

①全体業務打合せ

業務の実施にあたり、主任調査職員等と管理技術者は、業務着手時の打合せを基本とする。

②設計書毎の打合せ

発注者支援業務共通仕様書第1009条による。

尚、設計図書で定める業務の区切りとは、工事設計書毎の業務着手時、中間時及び成果納入時を標準とする。

(2) 現地調査

発注者支援業務共通仕様書第2002条第1項による。

ただし、現地調査が必要ないと判断される場合は、計上しなくても良い。なお、協議のうえ、実施する場合は変更することができるものとする。

(3) 設計図書の整合

発注者支援業務共通仕様書第2002条第2項による。

ただし、変更図書は作業対象外とする。

(4) 積算基準等の適合

発注者支援業務共通仕様書第2002条第2項による。

(5) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

発注者支援業務共通仕様書第2002条第2項による。

ただし、変更図書は作業対象外とする。

(6) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の修正

発注者支援業務共通仕様書第2002条第2項による。

ただし、変更図書は作業対象外とする。

(7) 積算資料作成

発注者支援業務共通仕様書第2002条第3項による。

(8) 積算システムの積算データ入力（データリストの作成）

発注者支援業務共通仕様書第2002条第4項による。

2-2 適用工種（土木工事）

土木工事の適用工種は「積算技術業務 積算基準」によるものとする。

適用工種（土木営繕工事）

工種 (Lv1)	該当工事	備考
土木営繕 A	庁舎・宿舍等新築・増築 建築工事・電気設備工事・機械設備工事	
土木営繕 B	河川管理施設（排水機場等）・公園施設・河川附属施設（水防センター・情報施設・広報施設等）新築・増築 建築工事・電気設備工事・機械設備工事	河川管理施設：排水機場等、比較的規模の大きい建築物とする。
	道路管理施設（トンネル電気室・除雪地・地下道内外装上屋・エレベーター建屋等）・道路附属施設（道の駅・トイレ休憩施設・情報施設・広報施設等）新築・増築 建築工事・電気設備工事・機械設備工事	規模の比較的小さい建築物の場合は、車庫・倉庫・無線局舎等に準ずる。
土木営繕 C	車庫・倉庫・無線局舎・自家発室・樋門上屋・樋管上屋・水門上屋・水位観測所・水質観測所・雨量観測所等新築・増築工事	河川管理施設の内、小規模な施設を対象とする。
	プレハブ施設（車庫・倉庫・トイレ・物置・自転車置場等）新築・増築工事	
	外構工事（工作物・植栽・舗装等）	単独発注の場合のみ適用
	解体撤去工事・アスベスト除去工事 等	
	建築物の改修工事等	
	仮設工（土留仮設、作業構台等）	

- 注意事項：1）同一敷地内において複数棟あるいは用途の異なる建物や異なる工種を一工事として扱う場合は、各々の工種をそれぞれ計上する。施工箇所の異なる工事を一工事として扱う場合も同様とする。
- 2）上表の適用工種により難しい場合は、別途考慮すること。

適用工種（電気通信工事）

工種 (Lv1)	該当工事または工種	備考
トンネル施設	照明・防災・受変電・通信設備・CCTV	共同溝設備含む
照明設備	道路照明	ダム照明含む
光ケーブル	河川・道路ケーブル布設	配電線路含む
管理施設	情報板・CCTV・路側放送・通行止等	各種収集・提供機器
鉄塔・反射板		
通信設備	多重・テレメータ・単信設備	

- 注意事項：1）同一施設内（トンネル、排水機場等）で異なる工事を一工事として扱う場合は、各々の工事をそれぞれ計上する。施工箇所の異なる工事を一工事として扱う場合も同様とする。
- 2）上表の適用工種により難しい場合は、別途考慮すること。

3. 発注の考え方

積算技術業務は、一般競争総合評価方式（見積徴収あり）により発注を行うものとする。

管理技術者・担当者技術者に対する要件（資格及び実績等）については、「入札公告」「入札説明書」によるものとする。当面の間、競争参加資格者の全てより見積を徴収し、積算を実施するものとする。

4. 契約書について

積算技術業務の契約書は、「発注者支援業務等委託契約書」によるものとする。

5. 積算基準等について

（1）積算について

積算技術業務の積算は、別に定める「発注者支援業務積算基準」によるものとする。

（2）積算方法について

本業務は「区分」ごとの見積に基づき歩掛を設定し、積算を行う。「区分」の定義は以下のとおりである。

1）「区分」の定義

「区分」とは歩掛を設定する最小単位であり、規模と作業内容により決められる。なお、以下の組合せ方法によって決められる区分を「標準的な区分」とする。

2）条件区分の組合せ方法（標準的な区分）

「区分」＝工種×条件区分

（例）＝築堤×（B）

①積算内容

下記から選択する。

条件区分	積算内容
当初設計	工事の当初設計を積算する場合
変更設計	工事の前回設計を変更し、積算する場合

②工種

上記「2－2 適用工種」に示す工種（Lv1）から選択する。

③条件区分

下記から選択する。

条件区分	規 模	作 業 内 容	
（A）	当初設計	簡易	工種種別(Lv2)が4種以下の工事 ※未設定工種も有り
（B）		標準	工種種別(Lv2)が5種以上の工事
（1）	変更設計	変更図面枚数が契約図面枚数の60%以上の場合	
（2）		変更図面枚数が契約図面枚数の30～60%未満の場合	
（3）		変更図面枚数が契約図面枚数の30%未満の場合	

3）本業務の積算について

①土木工事の1工事において、2工種以上により設計する場合は、主たる工種1工種の歩掛を用いて積算する。

②変更設計における変更図面枚数に、削除図面や標準図の適用修正など軽微な修正図面は変更図面枚数にカウントしないこととする。

4）本業務の変更積算について

①契約変更において、当初契約の区分を変更しないものとする。

※変更で工種種別の発生が予想される場合は、当初設計時に配慮して条件区分を選択するものとする。

②本業務の当初積算時に無い新規の区分が追加になった場合は、別途通知する管内統一步掛を採用する。

ただし、管内統一步掛のない区分については、受注者より見積を徴収し採用する。

(3) 見積徴収について

1) 見積徴収の方法について

見積徴収の条件及び様式等を、別紙資料－1「見積条件」に示す。

(4) 採用見積の決定について

1) 標準的な区分による見積を徴収した場合

上記5. (2)に示す標準的な区分による見積を徴収した場合は、競争参加資格者から提出された見積を企画部技術管理課に提出するものとする。企画部技術管理課において標準的な区分毎の管内統一の採用見積を決定し、各事務所へ連絡することとする。

2) 標準以外の区分による見積を徴収した場合

上記5. (2)に示す標準以外の区分による見積を徴収した場合は、技術管理課において決定する管内統一の採用見積を参考とし、発注業務毎に採用見積を決定するものとする。

6. その他

(1) 工種毎の予定数量についてはある程度の見込みを立て、特定の時期に作業が集中しないよう計画的な業務計画を立案のうえ、行うものとする。